

田辺市告示第 157 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。

平成 19 年 7 月 13 日

田辺市長 真砂 充敏

記

和歌山県田辺市文里一丁目 736 番 59、同市文里二丁目 1310 番、1311 番の地先公有水面埋立地 21,838.36 平方メートルを和歌山県田辺市文里二丁目に編入する。